

まちづくり基本条例



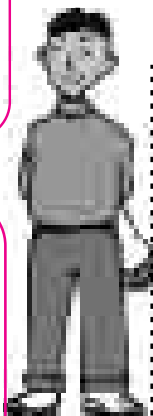
今回は、ことばの意味に少し触れてみました。

◆条例ってなんですか？

国が定める法律と同様に、地方議会の議決を経て制定する地方独自の法規、つまり「まちのルール」です。

◆まちづくり基本条例 (自治基本条例)ってなに？

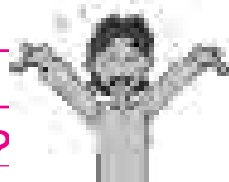
住民自らが主役となり、地域づくりを行うための条例です。これからの「うきは市」の中心となる条例でまちの憲法と言われています。



◆なぜ必要なの？

地方分権の時代は、今までのように国がすべての面倒を見てくれません。市や町は自分のことは自分で決めて、その責任を自分で取らなければなりません。そのためには、うきは市と住民が一緒になってまちづくりを進めていくためのルールが必要なのです。

うきは市では、今後のまちづくりを進めていく上でなくてはならない市のルールとして「まちづくり基本条例（自治基本条例）」を定めようとしています。



◆誰がどうやってつくるの？

うきは市内に住んでいる人や働いている人、通学している人など、うきは市に関係している皆さんの意見によって決まります。

その意見をまとめる組織として「まちづくり基本条例策定委員会」が発足しましたが、条例をつくるのはあくまで住民の皆さんです。

先月から「広報うきは」で条例策定の目的や経過などをお知らせしています。

みんなで一緒に考えましょう！！



■これまでの経過

☆平成17年11月にまちづくり基本条例策定委員会を設置。委員会の役割についての勉強会を行い、皆の意識（足並み）をそろえてスタートしました！

☆憲法の土台になるものをつくる為、「どんなうきは市を残したいか」、「うきはらしさ」や「うきはの良さ」を再認識しました。

☆現在、条例の**前文（※1）**や**目的（※2）**づくりに取り組んでいます。

※1 前文：うきは市を取り巻く環境や社会的背景、条例化に至った理由をまとめます。

※2 目的：基本条例制定の目的をまとめます。

■これからの策定作業の流れ

7月頃 ⇒ 策定委員会による素案完成。

8月頃 ⇒ まちづくりフォーラムの開催、ホームページによる情報公開。

●「みなさんの声」募集コーナー みんなでつくるまちの憲法！

まちづくり基本条例の策定にあたって、市民みなさんのご意見をお待ちしています。

うきは市のまちづくりを進めていく上で、大切にしたいこと、今後残していきたいもの、疑問に思っていることなど、どんなことでも構いません。

ご意見は庁舎ロビー設置のはがき「市長への声」、お手紙、メールなど様式は問いません。どしどしお寄せ下さい。



■問合せ 市役所企画課 TEL75-3111(内線291)
E-mail: kikaku@city.ukiha.lg.jp